

令和5年9月20日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各都道府県知事  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

マイナンバーカード活用等に向けた  
積極的な周知の御協力のお願いについて  
(依頼)

平素から文部科学行政にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について(依頼)」(令和4年6月28日付け事務連絡)、「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について(依頼)」(令和4年12月9日付け事務連絡)及び「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について(依頼)」(令和5年3月28日付け事務連絡)において周知したところです。今般、マイナンバーカードの有効申請受付数が78.0%を超え(2023年8月20日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、デジタル庁、総務省及び厚生労働省から、以下の点について周知依頼がありました。

つきましては、文部科学大臣所轄の各学校法人及び大学を設置する各学校設置会社においては職員等に対し、以下についてご周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県においては所轄の学校法人及びその他の私立学校の設置者に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体においては所轄の学校設置会社に対し、本通知の趣旨を踏まえた周知等をお願いいたします。

なお、周知にあたっては、本通知に添付している資料1～7を適宜ご活用ください。

## 1. マイナンバーカードの機能等について

### **(1) マイナポイント第2弾の申込期限は2023年9月末までです。**

マイナポイント第2弾については、2023年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象で、ポイントの申込みには、マイナンバーカードが必要です。マイナポイント第2弾では、次の施策に応じてキャッシュレス決済サービスのポイントを受け取ることができ、最大20,000円分のマイナポイントを取得することができます。

施策① 選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大5,000円分のマイナポイント<sup>※1、※2、※3</sup>

施策② 健康保険証としての利用申込みで7,500円分のマイナポイント

### 施策③ 公金受取口座の登録完了で 7,500 円分のマイナポイント

#### 【周知いただく際のポイント】

周知いただく際のポイントとして、デジタル庁、総務省及び厚生労働省より以下の点が示されておりますので、適宜ご参照いただければ幸いです。

- ア ポイントの申込期限は 2023 年 9 月 30 日であり、ポイント申込期限の延長はありません。
- イ 決済サービスによっては、上記ポイント申込期限よりも早期に申込みを終了する場合があります。また、施策①の最終決済・チャージ期限についても、マイナポイント事業ホームページ<sup>※4</sup>等を確認の上、お早めに申込みを行ってください。
- ウ ポイント申込期限間際は自治体のカード交付窓口やポイント申込手続支援窓口は混雑が予想されるため、自治体窓口での支援を希望する場合は、特にお早めに手続を行ってください。
- エ 施策③では 2023 年 9 月 30 日までにマイナポータルから公金受取口座の登録の申請が必要ですが、公金受取口座の登録申請をしてから登録完了までに数日の期間を要する可能性があるということからも、カードの受取はお早めに行っていただくとともに、公金受取口座の登録申請手続もお早めをお願いします。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで 20,000 円までのチャージまたはお買い物をする、ご利用金額の 25%のマイナポイント（最大 5,000 円分）を受け取ることができます

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第 1 弾の未申込者も含まれます。

※3 第 1 弾で 5,000 円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。

※4 「マイナポイント事業」ホームページ (<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)

#### (2) 健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを取得した後に、以下 3 つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
- ② 事前にセブン銀行の ATM や市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録をしていただく、
- ③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。また、2023 年 1 月 26 日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。

登録はこちらから  
(マイナポータル)

iPhone



Android



※マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】 [https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq\\_Ld83c](https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c)

【リーフレット】

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825\\_policies\\_mynumber\\_utilization\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf)

### (3) 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度<sup>※5</sup>は、国民の皆様には1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。<sup>※6</sup>

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

※5 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP を御確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))

※6 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。

別途申請などが必要になります。

登録は  
こちらから



### (4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

2023年5月11日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添資料6）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。デジタル庁広報戦略チームの連絡先は別紙に記載しています。

### (5) 最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスが始まりました。

2023年5月16日から、最新の利用者（基本4情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QRコードを使ったような仕組みも検討していきます。

(添付資料)

- ・資料1\_マイナンバーカードでマイナポイント
- ・資料2\_マイナポイント第2弾広報用ちらし
- ・資料3\_マイナポイント申込期限について(ポスター等の掲示物用)
- ・資料4\_マイナンバーカードを保険証として使うには
- ・資料5\_本人口座登録のお願い
- ・資料6\_スマホ用電子証明書搭載サービス
- ・資料7\_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー(個人番号)制度・マイナンバーカード  
> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

広報資料 | デジタル庁 (digital.go.jp)

[https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources/](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

【本件に関する問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話番号：03-5253-4111(内線：2533・2532)

E-Mail：[sigakugy@mext.go.jp](mailto:sigakugy@mext.go.jp)